公益財団法人世田谷区保健センター旅費規程

（昭和 52 年 3 月 31 日
財世保規程第 5 号）

目　　次

第１章　総　　則（第１条～第 10 条）
第２章　内国旅行の旅費（第 11 条～第 21 条）
第３章　外国旅行の旅費（第 22 条、第 23 条）
第４章　雑　　則（第 24 条～第 26 条）

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　この規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の役員又は職員（以下「職員等」という。）が、財団の業務上の必要により旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程において「出張命令権者」とは、理事長又は理事長の定めるところにより、当該職員等に対し出張命令等の決定権を有する者をいう。

２　この規程において「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及び財務省令で定めるその付属の島の在する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

３　この規程において「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

４　この規程において「出張」とは、職員等が財団の業務のため、一時勤務する事務所（非常勤の役員にあっては、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

５　この規程において「近接地」とは、別表第１に定める範囲をいう。

６　この規程において「何級の職務」とは、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和 52 年 3 月 31 日財世保規程第 4 号）第６条に規定する給料表（１）に定められた当該級の職務をいう。ただし、給料表（２）（３）（４）（５）の適用をうける者については、別表２のとおりとする。

７　この規程において「赴任」とは、新たに就任した役員又は財団の要請により新たに採用された職員で、就任又は採用により住所又は居所から移転をする場合の旅行をいう。

（出張命令）

第３条　出張は、出張命令権者の発する出張命令によって行う。

２　出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑な執行を計ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能な場合に限り、出張命令を発することができる。

３　出張命令権者は、既に発した出張命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら、又は第４条第１項若しくは第２項の規定による出張を命じられた職員等（以下「旅行者」という。）の申請に基づき、これを変更することができる。

（出張命令に従わない出張）

第４条　旅行者は、業務上の必要又は天災等、やむを得ない事情により、出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定により出張命令の変更をするいとまがない場合には、出張した後すみやかに出張命令の変更の申請をしなければならない。

３　旅行者は、前２項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで旅行したときは、その旅行者は、命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第５条　この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費及び渡航雑費とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、航空機を利用する移動に要する費用として実費額により支給する。

５　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行について、実費額又は路程に応じ１キロメートル当たりの定額により支給する。

６　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は、支給しない。

7　前項本文の規定にかかわらず、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合、別表第３に規定する宿泊手当の定額の３分の２に相当する額

（２）朝食及び夕食に係る費用に相当するものを含む場合 別表第３に規定する宿泊手当の定額の３分の１に相当する額

8　宿泊費は、旅行中の夜数に応じ、１夜当たりの定額の範囲内において実費額により支給する。

9　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。

10　転居費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

11　着後滞在費は、赴任に伴う住所又は居所の移転に必要な滞在に係る費用として支給する。

12　扶養親族移転費は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

13　渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（旅費の計算）

第６条　旅費は、最も経済的な通常な経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

２　旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数 15 日を超える場合には、その超える日数について定額の 10 分の１に相当する額、滞在日数 30 日を超える場合には、その超える日数について定額の 10 分の２に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。ただし、同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、この滞在日数から減じて計算する。

３　１日の出張において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額により日当又は宿泊料を支給する。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（旅費の支給方法）

第７条　旅費は、精算払又は概算払により支給する。

２　概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張が完了した日の翌日から１週間以内に精算しなければならない。

（旅費の調整）

第８条　理事長は、特別の事情、性質により、この規程による旅費を支給した場合で、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

（随行者等に支給する旅費の特例）

第９条　職員が役員又は上位の級の職にある職員に随行を命じられて出張する場合、当該職員に支給する船賃の額は、随行を命ずる役員又は上位の級の職にある職員に支給する額に相当する額とすることができる。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（旅費の区分）

第 10 条　旅費は、内国旅費と外国旅費に区分し、内国旅費は、さらに近接地内旅費及び近接地外旅費に区分する。

第２章　　内国旅行の旅費

（近接地内旅費）

第 11 条　近接地内の旅行の旅費は次に規定する旅費とする。

（１）鉄道賃、船賃及びその他の交通費

（２）業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、第５条第６項及び第７項並びに別表第３に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額の範囲内における実費額の宿泊費

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（研修受講の旅費）

第 12 条　研修受講の旅費は、別表第４に定める額を支給する。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（健康診断受診の旅費）

第 13 条　健康診断（公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日財世保規程第 6 号）に規定する健康診断）受診の旅費は、鉄道賃、その他の交通費の実費額を支給する。

全部改正〔平成 12 年規程 4 号〕、一部改正〔令和 7 年規程 2 号〕

（近接地外旅費）

第 14 条　近接地外の出張の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費とする。

（鉄 道 賃）

第 15 条　鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。

２　特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、前項に規定する旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。ただし、８級以下の職務にある職員にあっては、業務上の必要により、特別車両料金を徴する客車を利用した場合に限る。

一部改正〔昭和 54 年規程 3 号・平成 12 年 4 号・21 年 10 号・令和 7 年規程 2 号〕

（船　　賃）

第 16 条　船賃の額は、旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

２　前項に規定する運賃で、運賃の等級を２階級に区分する場合にあっては、役員については上級の運賃、８級以下の職務にある職員については下級の運賃、３階級に区分する場合にあっては、役員については上級の運賃、８級以下の職務にある職員については中級の運賃とする。

一部改正〔昭和 54 年規程 3 号・平成 2 年 2 号・21 年 10 号・令和 7 年 2 号〕

（航 空 賃）

第 17 条　航空賃の額は、航空機を利用する移動に要する費用の範囲内の実費額による。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（その他の交通費）

第 18 条　その他の交通費の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程１キロメートルにつき 37 円とする。

２　前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

一部改正〔昭和 54 年規程 3 号・平成 12 年 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（宿泊手当）

第 19 条　宿泊手当の額は、第５条第６項及び第７項並びに別表第３に規定する額による。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（宿泊費）

第 20 条　宿泊費の額は、別表第３に規定する定額の範囲内の実費額による。

２　宿泊費は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくはその他の交通費のほかに別に宿泊に係る費用を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃もしくはその他の交通費を要しないが宿泊に係る費用を要する場合に限り、支給する。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

（包括宿泊費）

第 21 条　包括宿泊費の額は、その移動に係る第 15 条から第 18 条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。

全部改正〔平成 12 年規程 4 号〕一部改正〔令和 7 年規程 2 号〕

第３章　　外国旅行の旅費

（外国旅費）

第 22 条　職員等が外国に出張する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費とする。

２　渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は付随する費用の実費額による。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号・令和 7 年規程 2 号〕

第 23 条　前条の旅費の額は、世田谷区の「職員の旅費に関する条例」（昭和 26 年 10 月 11 日条例第 12 号）の規定の例に準じ、そのつど理事長が定める。

第４章　　雑　　則

（赴任に伴う旅費）

第 24 条　赴任に伴う旅費は第２章に定める旅費の外、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費を支給する。

２　前項に規定する旅費の額その他必要な事項は、世田谷区の「職員の旅費に関する条例」の規定の例に準じ、そのつど理事長が定める。

一部改正〔令和 7 年規程 2 号〕

（旅費の特例）

第 25 条　理事長は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第３項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、当該職員に対し、この規程による旅費に相当する金額を旅費として支給するものとする。

一部改正〔昭和 61 年規程 3 号・令和 7 年規程 2 号〕

（委　　任）

第 26 条　この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付　　則

この規程は、昭和 52 年 3 月 31 日から施行し、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

付　　則（昭和 54 年 7 月 5 日規程第 3 号）

１．この規程は、昭和 54 年 7 月 5 日から施行する。

２．改定後の財団法人世田谷区保健センター旅費規程の規定は、昭和 54 年 7 月 1 日以降に出発する旅行から適用する。

付　　則（昭和 61 年 3 月 13 日規程第 3 号）

１．この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

２．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 45 号）附則第２条第４項の規定に該当する場合に関しては、この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター旅費規程第 25 条中「第 64 条」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律附則第２条第４項」とする。

付　　則（平成元年 12 月 13 日規程第 6 号抄）

（施行期日等）

１．この規程（中略）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付　　則（平成 2 年 7 月 11 日規程第 2 号）

この規程は、平成 2 年 7 月 11 日から施行し、平成 2 年 7 月 1 日から適用する。

附　　則（平成 12 年 5 月 25 日規程第 4 号）

この規程は、平成 12 年 5 月 25 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附　　則（平成 12 年 12 月 13 日規程第 6 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

附　　則（平成 13 年 3 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附　　則（平成 21 年 11 月 17 日規程第 10 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附　　則（令和 7 年 5 月 28 日規程第 2 号）

1　この規程は、令和 7 年 5 月 28 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2　この規程による改正後の職員の旅費に関する規程は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第１（第２条）　全部改正〔平成 12 年規程 4 号〕一部改正〔平成 12 年 6 号・13 年 2 号〕

事務所の所在地	近接地の地域	
世田谷区	東京都	特別区の全地域、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市、狛江市、町田市、東大和市、武蔵村山市、日野市、昭島市、八王子市、西東京市
	神奈川県	川崎市、横浜市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、伊勢原市、秦野市、藤沢市
	千葉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、八千代市
	埼玉県	和光市、朝霞市、戸田市、新座市、志木市、富士見市、蕨市、川口市、鳩ヶ谷市、さいたま市、草加市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、三郷市、上尾市、川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、三芳町

別表第２（第２条）　全部改正〔平成 21 年規程 10 号〕

給料表(１)の各級に相当する他の給料表の職務の級

給料表(1)	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	８ 級
給料表(2)	１ 級		２ 級	３ 級	４ 級			
給料表(3)				１ 級		２ 級		３ 級
給料表(4)	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	
給料表(5)	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	

別表第３（第 19 条、第 20 条、第 21 条）　全部改正〔平成 12 年規程 4 号〕一部改正〔令和 7 年規程 2 号〕

区　分	日　当
宿泊手当（１夜につき）	２，４００円
宿泊費　（１夜につき）	１９，０００円

別表第４（第 12 条）全部改正〔平成 12 年規程 4 号〕一部改正〔平成 21 年規程 10 号・令和 7 年規程 2 号〕

区　分		鉄道賃	船　賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	包括宿泊費
近接地内	日帰り研修	実費額		―	実費額。ただし、実費額によることができない場合には、路程1㎞につき37円の定額	―	―	―
	宿泊研修					業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、第５条第６項及び第７項並びに別表第３に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額の範囲内における実費額の宿泊費		
近接地外	日帰り研修	乗車に要する旅客運賃、普通急行料金、特別急行料金、寝台料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額	乗船に要する旅客運賃（その等級を２以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最下位の級の旅客運賃。はしけ賃及び桟橋賃を含む。）、寝台料金及び座席	航空賃の額は、航空機を利用する移動に要する費用の範囲内の実費額	実費額。ただし、実費額によることができない場合には、路程1㎞につき37円の定額	―	―	―
	宿泊研修					第５条第６項及び第７項並びに別表第３に規定する額	別表第３に規定する定額の範囲内の実費額	移動に係る第 20 条から第 23 条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定

			指定料金の合計額の範囲					による宿泊費の額の合計額